公　　告

支担官第136号
令和8年10月29日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E09020	諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるC2ストラクチャーに関する調査・研究	仕様書のとおり	1式	統合幕僚学校	令和9年3月26日

2　入札方式　　一般競争入札(総合評価落札方式)(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年12月22日(火)　　11:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項　　※1
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※１は別紙１を確認されたい。

11　入札に関する条件　　**仕様書第2.4項a)からc)**に定める本役務の実施体制並びに**第5.2項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限：　令和8年11月12日(木)　12:00　　)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年12月21日(月)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年12月15日(火)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年12月8日(火)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和：　yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6)　応札資料作成要領 2.3に定める提出物(前項で提出したものを除く)(内訳含む。)を
令和8年11月27日(金)　　12:00　　までに統合幕僚監部総務部会計室へ提出する。
(7)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(8)　入札説明会は実施しない。
(9)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(10)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

13　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30155)　　FAX:03-5269-3282　　原田：　haradashpy@js.dss.mod.go.jp

別紙１

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

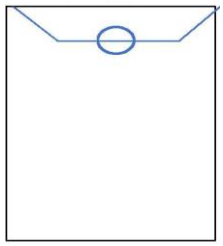
２回目

又は

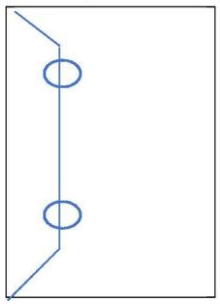
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前 田　邦 彦　　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

担当者名

担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E09020

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履 行 期 限		令和9年3月26日	
			履 行 場 所		統合幕僚学校	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるC2ストラクチャーに関する調査・研究	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ ~~見積書~~

令和　年　月　日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前　田　　邦　彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E09020

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和9年3月26日	
			履行場所		統合幕僚学校	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるC2ストラクチャーに関する調査・研究	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統　合　幕　僚　学　校　仕　様　書		
品名または件名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－０９００３
諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究	作成年月日	令和８年１０月　５日
	改正年月日	令和　年　月　日
	作成部署名	統合幕僚学校教育課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，統合幕僚学校が実施する「諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究（以下，「調査・研究」という。）」について適用する。

1.2　用語及び定義

この仕様書に使用する用語及び定義は，表１による。

表１－用語及び定義

番号	用　語	定　義
1	諸外国軍	米国，ＮＡＴＯの複数国，ロシア及び中国
2	機能別統合軍	異なる軍種を特定の任務や機能（目的）ごとに統合して指揮・運用する部隊単位
3	各種戦	陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波領域で行われる対地戦や対潜戦，水陸両用戦，領域横断作戦などの作戦活動
4	C2ストラクチャー	任務達成のために設定される組織，指揮統制関係，責任・権限及び調整の構造
5	電磁機動戦（ＥＭＷ）	適切な電磁波管理の下において電磁波領域における相対的優位性を獲得する作戦（電子戦を包括する概念）

1.3　引用文書

1.3.1　引用文書

1.3.1.1　法令等

a)　著作権法（昭和５４年法律第４８号）

b)　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）

2　役務に関する要求

2.1　目的

自衛隊の統合運用に関する調査研究の資を得るため，諸外国軍の機能別統合軍または各種戦における C2 ストラクチャーについて，組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制の観点から調査・分析することを目的とする。

2.2 調査・研究項目（基準）

2.2.1 調査・研究対象

米国及びＮＡＴＯ等を中心として，機能別統合軍または各種戦に係る C2 ストラクチャーの事例を対象とする。その際，電磁機動戦（ＥMW）またはこれに関連する電磁戦及び電磁波管理の C2 ストラクチャーを主要な調査対象とし，他の事例はその比較対象とする。

2.2.2 調査・研究事項

調査項目は，以下に示す項目を標準とし，その他影響がある項目を追加する。

a) 諸外国軍の機能別統合軍または各種戦における組織，任務及び指揮統制関係に関する事項

b) 機能別行動または各作戦時の計画，調整，実行及び評価の各段階における責任，権限及び権限委任に関する事項

c) 統合軍司令部，各軍種及び関係組織間における調整，情報共有及び意思決定の仕組みに関する事項

d) 機能別能力の統制，運用及び任務遂行を支援するための組織的枠組みに関する事項

e) 電磁機動戦（ＥMW）に係る組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制に関する事項

上記 a)～e)を通じて得られた知見を踏まえ，諸外国軍における機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーについて整理する。

2.3 実施要領

2.3.1 調査・研究の実施

この調査・研究は可能な限り一次資料を基準とした公刊資料・文献により実施することとし，関連する国内外の学会・シンポジウム等で得た知見についても活用することができる。

2.3.2 調査・研究実施計画書の作成

契約相手方は，契約締結後速やかに次の事項を記載した調査・研究実施計画書（以下，「計画書」という。）を統合幕僚学校教育課研究室（以下，「研究室」という。）に提出し，承認を得るものとし，研究室の承認を得た計画書に基づき調査・研究を実施する。

a) 調査・研究日程（定例報告会実施時期を含む。）

b) 調査・研究実施要領

c) 調査・研究報告書の構成（2.2.2「調査・研究事項」に示す項目区分を基準とし，契約相手方は適宜，項目を追加できるものとする。）

d) 調査・研究実施上の留意事項

2.3.3 定例報告会の実施

a) 契約相手方は，月に１回を基準として定例報告用の報告書（以下，「定例報告書」という。）を作成し，研究室に提出する。

b) 定例報告書は，前回の定例報告会から今回の定例報告会実施日までの調査・研究結果及び調査・研究の進捗状況を報告する。調査・研究報告書の作成段階においては，調査・研究報告書の構成，引用した文献・現地調査（実施した場合）等において得た知識及び情報の根拠，その他契約相手方が必要と認める事項を含めた内容とする。

c) 契約相手方は，定例報告書を用いて報告を実施する。

d) 契約相手方及び官側は計画書に定める定例報告会の時期を協議により変更できるものとする。

e) 契約相手方及び官側は計画書に定める定例報告会以外に報告会を必要とする場合には，協議により定例報告会を設定できるものとする。

2.4 本役務の実施体制

契約相手方は，この役務の実施に当たり次の体制を確保する。体制を変更する場合には，事前に官側と協議するものとする。

a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，「業務従事者」という。）を確保すること。

b) 前記 a)の業務従事者が，履行に必要若しくは有用な，または背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

c) 前記 b)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3 納入品等

3.1 調査・研究報告書

a) この調査・研究のために引用した文献並びに現地調査（実施した場合）等において得た知識及び情報の根拠を明らかにするものとする。

b) この調査・研究に係る契約相手方固有の権利に基づく不開示情報部分については，下線等で示すものとする。

c) 調査・研究報告書の概要をプレゼンテーションソフト，または図解等により作成するものとする。

3.2 納入品

納入品は，表２のとおり。

表２－納入品

区　分			内　容
調査・研究報告書	文　書	標　題	「諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究」
		規　格	日本産業規格Ａ４版縦
		数　量	５部
		紙　質	表紙　上質紙１８０Ｋｇ 本文　上質紙４４．５Ｋｇ　を基準とする。
		製　版	表紙（裏表紙）横書き 本文　横書き　タイプまたはワープロ打ち
		印　刷	表紙（裏表紙）　片面印刷 本文　静電複写，両面印刷，カラー印刷　を基準とする。
	概　要	内　容	報告文書の概要をプレゼン形式により作成されたもの。
	データ	内　容	文書及び概要の電子データ
		媒　体	ＤＳＧ経由
		数　量	１部

		形　式	文書：Ｗｏｒｄ形式１部及びＰＤＦ形式１部※ 概要：パワーポイント等
	提出期限		納期まで。

注※ データには目次等を付けるものとする。

4　監督・検査

支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

5　その他の指示

5.1　提出書類等

提出書類等は，表３のとおり。

表３－提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	様式
1	調査・研究担当者名簿※	契約後速やかに。	研究室	1	様式適宜
2	調査・研究実施計画書				
3	調査・研究定例報告書	官側との調整による。			
4	納品書	納品時			

注※調査・研究担当者名簿は，次の内容を記載する。

調査・研究担当者ごとの氏名，所属，役職，学歴，職歴，業務経験，研修実績その他の経歴，専門的知識その他の知見，資格，母語及び外国語能力，国籍その他文化的背景，業績等（修業，従事，取得等の時期及び期間を含む。）

契約期間中に担当者を変更する場合は，速やかに新しい名簿１部を研究室に提出すること。

5.2　情報保全

契約相手方は，この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報であって，防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下，「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては，1.3.1.1 a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）における添付書類「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあたっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官に通知するものとする。

a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した一切の情報が，防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制

b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

c) 官が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達または漏洩されないことを保障する履行体制

5.3　知的財産権

a)　契約相手方は，官に提出された著作物に関する全ての著作権［著作権法（昭和５４年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。］を納入と同時に官に譲渡し，また，契約相手方は著作者人格権を行使せず，契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。

b)　この調査・研究に係る契約相手方固有の権利に基づく不開示情報部分については，知的財産権の対象としない。

5.4　情報公開

提出書類及び調査報告書は，契約相手方固有の権利及び個人情報に係る部分を除き，第三者により情報公開請求がなされた場合には，本請求に応じることを了承するものとする。

5.5　仕様書の疑義

契約相手方は，この仕様書に関して疑義が生じた場合は，支出負担行為担当官と協議するものとする。

【部外用（応札者開示）】

諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究

応札資料作成要領

令和８(2026)年10月
統 合 幕 僚 監 部

1　適用範囲

本書は、諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究（以下、「調査・研究」という。）の調達における応札資料の作成要領について規定する。

2　統合幕僚監部が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

統合幕僚監部総務部総務課会計室は、応札者に表１に示す資料を提示する。応札者は、それらを受けて、表２に示す応札資料を作成し、統合幕僚監部総務部総務課会計室へ提出すること。

表１　統合幕僚監部が応札者に提示する資料

資料名称	資料内容
仕様書	本調査研究の仕様を記載したもの。
応札資料作成要領	提案書に記載する項目の概要を記載したもの。
評価手順書	応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法、評価基準等を記載したもの。

表２　応札者が統合幕僚監部に提出する資料

資料名称	資料内容
業務従事者リスト及び履歴資料、保護すべき情報等取り扱いに関する資料	「評価基準表」の番号(19)～(21)及び(28)～(32)に関連する資料。
システムセキュリティ実装計画書	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）特約条項付紙に関連する資料
提案書	評価基準表に記載された評価の観点を踏まえ、仕様書に記載された仕様の実現方法を記載したもの。 （「評価基準表」の番号(1)～(35)に関連するすべての資料。）
提案書記載箇所対応表	評価基準表の提案書頁番号欄に、対応する提案書の記載箇所のページ番号を記載したもの。
会社概要	会社の概要を記載したもの。

※上記以外の補足資料等の提出は原則認められない。

2.1　提案書作成要領

a）提案書は、１部Ａ４版にて作成すること。

b）日本語で作成し、必要に応じて用語の解説等を添付すること。

c）作成した応札者が判明しないよう、応札者名等を推測できる文言（会社名及び個人名等）には黒塗り等により処置すること。

d）提出についてはｃ）で作成した黒塗り等の処置した提案書及び会社名及び個人名

等が記載された提案書の２種類を提出すること。

2.2　提案書記述箇所対応表の作成要領

応札者は、統合幕僚監部総務部総務課会計室から提示された別添「評価基準表」の提案書頁番号欄に、対応する提案書記述箇所の頁番号を記入することにより、対応表を作成すること。

別添「評価基準表」の各項目の説明を表３に示す。

表３　「評価基準表」の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
項　番	提案要求項目の分類	統合幕僚学校 教育課研究室
提案要求項目	応札者に提案を求める事項	
評価区分	必須事項・任意事項の区分	
基礎点・加点	各項目における基礎点・加点	
提案書頁番号	作成された提案書における当該ページ番号を記載し、該当する提案書のページが存在しない場合には空欄とすること。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載されたページのみを対象として採点を行う。	応札者

2.3　提出要領

応札者は、表４に示す提出物を以下に示す期日までに、統合幕僚監部総務部総務課会計室契約係に提出すること。

提出はＰＤＦ等のデータ形式により、3.3で示す提出先まで提出すること。

表４　提出物

提出物の名称	提出形式	数　量　等	提出期日
業務従事者リスト及び履歴資料、保護すべき情報等取り扱いに関する資料	データ形式	会社名及び個人名が記載されたもの。	11月12日
システムセキュリティ実装計画書			
提案書	データ形式	２種類 （応札者名等を推測できる文言※に黒塗り等の処置をしたもの及び応札者名等を推測できる文言を記載したもの）	11月27日
提案書記載箇所対応表			
会社概要		１部	

※　応札者名等を推測できる文言とは、会社名及び個人名等をいう。

3　その他

3.1　留意事項

a) 提出物の作成に当たり、質問等を行う必要がある場合には、別紙「質問状」に必要事項を記載し、3.2 に示す連絡先にあらかじめ電話連絡した上で、令和８年１１月５日（木）１２時までに、提出すること。
b) 前記の提案書作成要領に従った提案書ではないと統合幕僚学校教育課研究室が判断した場合には、当該提案書の評価を行わないことがある。
c) 応札者が提出した提案書（特に作業工数）は、低入札価格調査を行う場合の資料とする。
d) 本事業で知り得た如何なる情報（公知の事実を除く。）については、その保全を徹底し、官側の同意を得ることなく無断で第三者に漏洩してはならない。
e) 本事業の成果物については、その著作権も付属して防衛省統合幕僚学校に移転するものとする。ただし、本事業の以前から所有している著作権及び第三者が所有している著作権については、この限りではない。
f) 提出する提案書の作成等に掛かる経費については支払われない。
g) 提出された提案書等は返却されない。
h) 提出された提案書等について説明等を求められた時は、これに応じること。
i) 他の者（法人又は個人）に関する説明内容及び審査状況について、その者の利益を損なう恐れがあると認められる場合には、非開示情報として保護されるものとする。
j) 提案資料等は、契約の一部を構成するものとして契約書に添付するものとする。

3.2 連絡先

統合幕僚学校教育課研究室
電話番号：03-5721-7006　内線 3411

3.3 提出先

統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号：原田　03-3268-3111（内線 30155）
メールアドレス：haradashpy@js.dss.mod.go.jp

別　紙

質　問　状

令和　　年　　月　　日

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

【部外用（応札者開示）】

諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究

評価手順書

令和８(2026)年 10 月
統 合 幕 僚 監 部

1　適用範囲

本書は、諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究に関する調査・研究の調達における評価手順について規定する。

2　落札方式及び総合評価点の計算方法

2.1　落札方式

次の要件を全て満たす者のうち、2.2の総合評価点が最も高い者を落札者とする。

a)　入札価格が予定価格の範囲内であること。

b)　別添「評価基準表」に記載される要件のうち、[評価区分]が[必須]とされる[提案要求項目]を全て満たしていること。

2.2　総合評価点の計算方法

総合評価点　＝　技術点　＋　価格点

技術点は、別添「評価基準表」の提案要求項目ごとに、複数の技術評価者が付与した点数の平均点を算出（小数点以下第３位を四捨五入とする。）し、その合計とする。

※ 基礎点･･･「評価区分」が[必須]に設定される評価点

※ 加　点･･･「評価区分」が[任意]に設定される評価点

※[1]技術点の配分上限値は３７０点（基礎点：２４０点、加点：１３０点）

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する評価点配分を乗じて得た値（小数点以下第３位を四捨五入）とする。

価格点　＝　（１－入札価格÷予定価格）×価格点の配分（※2）

※[1]なお、技術点の配分と価格点の配分は、２：１とする。

※[2]価格点の配分上限値は１８５点

3　評価の手続

3.1　技術評価

技術点により技術評価を行う。

（技術点の評価方法は、後述の「4　技術点の評価方法」を参照のこと）。

3.2　総合評価

3.1を通過した応札者について、総合評価点を算出し、最も高い応札者を落札者とする。

4　技術点の評価方法

4.1　提案要求項目における得点配分

別添「評価基準表」のとおり。

4.2　基礎点評価

基礎点評価は、別添「評価基準表」に示す[評価の観点]に従って行い、技術評価者から１名選出して評価を実施するものとし、要件が満たされている場合は、4.1に示す評価点を配分し、１項目でも満たされていない場合は、不合格とする。

4.3　加点評価

加点評価は、別添「評価基準表」に示す［評価の観点］に従って行い、技術評価者の全員が実施するものとし、要件の充足度合いに応じて、4.1 に示す評価点を上限とし、配分する。

5　落札者の決定

a)　入札者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「2.2 の総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合において、入札参加者は当省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

b)　a)の調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

c)　落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

d)　契約担当官等は、落札者を決定したときには、その氏名（法人の場合はその名称）及び金額を書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術の得点）の提供を要請することができる。

評価基準表

別　添

件名：『諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査・研究』

項　番	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書頁番号
					基礎点	加点	
1	調査研究方針等						
	1.1 目的の理解	(1)	必須	・仕様書「2.1　目的」を理解した上で、調査研究を実施するものとされているか。	20	—	
	1.2 思考過程	(2)	任意	・思考過程が論理的かつ合理的に構成され、目的達成に至る道程が具体的に示されているか。	—	20	
2	調査研究内容						
	2.1 考察の範囲	(3)	必須	・諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する考察の範囲は、調査研究項目に対して適切であるか。	10	—	
		(4)	任意	・調査研究対象国等に関する考察の範囲は、調査研究項目を踏まえ、具体的に設定されているか。	—	10	
		(5)	任意	・電磁機動戦（ＥＭＷ）に係る組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制に関する考察の範囲は、調査研究項目を踏まえ、具体的に設定されているか。	—	10	
	2.2 具体性	(6)	必須	・諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する調査研究内容は具体的に案出され、かつ調査研究の目的と適合しているか。	10	—	
		(7)	任意	・調査研究対象国等に関する調査研究内容は具体的に案出され、かつ調査研究の目的と適合しているか。	—	10	
		(8)	任意	・電磁機動戦（ＥＭＷ）に係る組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制に関する調査研究内容は具体的に案出され、かつ調査研究の目的と適合しているか。	—	10	
	2.3 調査手段	(9)	必須	・諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する資料収集手段と調査研究に参考とする資料に信頼性はあるか。	10	—	
		(10)	任意	・調査研究対象国等に関する資料収集手段と調査研究に参考とする資料に信頼性はあるか。	—	10	
		(11)	任意	・電磁機動戦（ＥＭＷ）に係る組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制に関する資料収集手段と調査研究に参考とする資料に信頼性はあるか。	—	10	
	2.4 分析手法	(12)	必須	・諸外国軍の機能別統合軍または各種戦におけるＣ２ストラクチャーに関する成果を抽出するための分析手法は具体的で、まとめ方に工夫が見られるか。	10	—	
		(13)	任意	・調査研究対象国等に関する成果を抽出するための分析手法は具体的で、まとめ方に工夫が見られるか。	—	10	
		(14)	任意	・電磁機動戦（ＥＭＷ）に係る組織，指揮統制関係，責任及び権限並びに調整態勢／体制に関する成果を抽出するための分析手法は具体的で、まとめ方に工夫が見られるか。	—	10	
3	調査研究の実施体制及び要件						
	3.1 調査研究の基盤	(15)	必須	・研究基盤の安全保障・軍事に関係する調査研究等の状況は、信頼性の高いものであるか。	10	—	
	3.2 実施組織	(16)	必須	・実効的な組織で調査研究を行おうとしているか。	10	—	
	3.3 研究員の能力	(17)	必須	・研究員の能力（識能、経験、語学、研究実績等）は十分か。	10	—	
	3.4 連携	(18)	必須	・研究員相互の連携、関連する研究機関との連携の要領が確立されているか。	10	—	
	3.5 業務従事者	(19)	必須	・本調査研究の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。	10	—	
		(20)	必須	・業務従事者が履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有しているか。	10	—	
		(21)	必須	・業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるか。	10	—	

項　番	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書頁番号
					基礎点	加点	
	3.6 実施体制	(22)	必須	・「調達における情報セキュリティ基準」に適合しているとともに、本役務に遂行可能な人員の確保がなされ、本役務に係る業務を分担し担当する体制が整えられていることが適切に記述されているか。	10	—	
		(23)	必須	・本役務の実施に当たり、専従の要員を確保しているか。	10	—	
		(24)	必須	・本役務の実施に当たり、官側と適切なコミュニケーションが図れるよう連絡窓口が用意されているか。	10	—	
		(25)	任意	・ワークライフバランス等の推進に関する認定を得ているか。なお、認定に伴う配点は以下のとおり。 ○女性の職場生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等 ・プラチナえるぼし　１０点 ・えるぼし３段階目　　８点 ・えるぼし２段階目　　７点 ※１ ・えるぼし１段階目　　４点 ※１ ・行動計画　　１点 ※２ ※１ 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※２ 常時雇用する労働者の数が１００名以下に限る。 ○次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・プラチナくるみん　１０点 ・くるみん（新基準）　６点 ・くるみん（旧基準）　５点 ・トライくるみん　　４点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律基づく認定 ・ユースエール認定　　５点 ※複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。	—	10	
		(26)	任意	・事業年度において、対前年度比で給与総額を、中小企業等2.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。（従業員への賃金引き上げ計画書の提出）	—	10	
		(27)	任意	マイナンバーカード普及等の推進に対する評価として、以下の要件のどちらか又は両方を満たしている事業者であることが確認できるか。 ①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。）第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第29条第1項の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者であるか。 ②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者であるか。 ①のみ該当：４点　②のみ該当：８点 ①及び②両方該当：１０点	—	10	
4　情報の保全							
	4.1 情報の取扱い	(28)	必須	・仕様書「1.3.1.1　法令等」に記載されている内容について適切な取扱いをする記載をしているか。	10	—	
		(29)	必須	・「調達における情報セキュリティ基準」に適合しているとともに、本役務に遂行可能な人員の確保がなされ、主たる業務分野を担当する体制が整えられていることが記述されているか。	10	—	
	4.2 体制の確保	(30)	必須	・契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有していることが記載されているか。	10	—	
		(31)	必須	・官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有していることが記載されているか。	10	—	
		(32)	必須	・官が個別の書面により承認した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有していることが記載されているか。	10	—	

項　番	提案要求項目	番号	評価区分	評価の観点	評価配分		提案書頁番号
					基礎点	加点	
5 業務予定							
	5.1 実効性	(33)	必須	・予備期間の設定等、実効的で無理のない計画を作成しているか。	10	—	
	5.2 計画性	(34)	必須	・調査研究の途上において、官側と調整を行うための機会が適切に計画されているか。	10	—	
		(35)	必須	・報告書作成途上において、官側と調整するための期間があるか。	10	—	
				合計	240	130	
				合計	370		

別記様式第１（第２項関係）

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ０９０２０
	調達要求年月日	令和８年１０月１６日
	作　成　部　課	統合幕僚学校教育課
	作　成　年　月	令和８年１０月１６日
品　名	「諸外国軍の機能別統合軍または各種戦における Ｃ２ストラクチャーに関する調査・研究」	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－２６－９００３	

１　保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

２　保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備　考
納入品	調査・研究報告書（紙媒体）	—	
納入品	調査・研究報告書 （電子データ：ＤＳＧ経由）	—	
提出書類	調査・研究定例報告書	—	

３　特記事項

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率〇％以上とすること
を表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
（住所を記載）
代表者氏名　〇〇　〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表　　氏名　〇〇　〇〇　　印
給与又は経理担当者　　氏名　〇〇　〇〇　　印

【大企業用】

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率〇%以上とすること
を表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
（住所を記載）
代表者氏名　〇〇　〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表　　氏名　〇〇　〇〇　　印
給与又は経理担当者　　氏名　〇〇　〇〇　　印

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

付紙

≪ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準≫

評価項目	評価等の区分　※1		配点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2	40
		えるぼし3段階目 ※3	32
		えるぼし2段階目 ※3	24
		えるぼし1段階目 ※3	16
		行動計画 ※4	10
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん　※5	40
		くるみん（令和4年1日以降の基準）　※6	32
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）　※7	24
		トライくるみん　※8	16
		くるみん（平成29年3月31日までの基準）　※9	8
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		40

※1　複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24 号)による改正後の女性活躍推進法第12 条の規定に基づく認定

※3　女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4　常時雇用する労働者の数が100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5　次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）

※8　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定